

## 自治基本条例の方向性

類型	市民参加型・市民協働支援型		行政運営支援型		総合的まちづくり型			
内容	市民のまちづくりへの参加や意見反映などを重視したもの		行政運営の基本方針や市民と行政の関係などを重視したもの。		自治の原則、住民参画、各主体の責務など、市民自治と団体自治の双方が両者を総合的に捉えて規定を盛り込んだもの。			
制定市町村	浜北市(現浜松市)		宝塚市		多摩市		飯田市	
条例名	浜北市民基本条例		宝塚市まちづくり基本条例		多摩市自治基本条例		飯田市自治基本条例	
前文	有り		有り		有り		有り	
目的	1条	市民としての権利と責任を明らかに	1条	活力に満ちた地域社会の実現	1条	豊かな地域社会の実現	1条	市民主体のまちづくりの協働推進
条例の位置づけ			18条	最大限に尊重	2条	最高規範	2条	最高規範性
定義	2条	(1)浜北市民 (2)住民 (3)住民自治組織 (4)非営利公益団体			3条	(1)自治 (2)市民 (3)市の執行機関 (4)参画 (5)協働	3条	(1)市民 (2)市民組織 (3)事業者 (4)市 (5)市の執行機関 (6)まちづくり (7)自治 (8)協働
基本原則					4条	人権の保障、 情報共有、 参画の保障	4条 ~ 7条	自治、市民主体、 情報共有、 参加・協働
基本理念			2条	安全・安心の暮らし、 心豊かな、個性と魅力 のある、にぎわいと活 力に満ちたまちづくり				
市民	3条	住民自治の尊重	6条	市民の権利と責務	5条 6条	市民の権利 市民の義務	8条 9条	市民の権利 市民の役割
事業者							10条	事業者の役割
コミュニティ	14条 15条	住民自治組織の尊重、 住民自治組織による参加			7条	コミュニティの尊重	11条 ~ 15条	市民組織・地域自治 区・まちづくり委員会 自治活動組織
非営利公益団体	16条	非営利公益団体による参加						
議会					8条 ~ 11条	議会の設置、権限、責 務、議員の責務	22条 ~ 27条	議会・議長・議員の責 務、議会運営調査活 動等
執行機関			3条 ~ 5条	市の責務 市長の責務 職員の責務	12条 ~ 14条	市長の設置、権限、責 務	28条 29条 34条	市長の責務 執行機関の責務 職員の責務
市政運営	9条	行政手続制度	7条 11条 ~ 16条	説明責任 行政手続 総合的な市政の推進 他の地方公共団体と の連携 総合計画等 行政評価 財政の仕組み	15条 16条	市の自立 組織体制	18条 21条 30条 ~ 33条	委員の任命 基本構想 組織運営 説明責任 行政評価 財政状況の公表
情報	8条 10条 11条	情報の共有 情報公開制度 個人情報保護	8条 ~ 10条	情報の共有 情報公開及び提供 個人情報保護	17条 ~ 20条	情報共有 情報公開 個人情報保護 説明・応答責任	19条 20条	情報の公開 個人情報保護
パブリックコメント	12条	パブリックコメント						
参画・協働	4条 ~ 7条	協働による住民自治 の実現、参加の権利、 委員の公募、まちづ りへの男女共同参画			21条 ~ 27条	参画の保障、形態、計 画策定、事業実施、評 価への参画、参画へ の支援	16条 17条	協働の市政運営 市民意見の公募
住民投票	13条	住民投票	17条	市民投票	28条 29条	住民投票 発議・請求	35条	住民投票
条例の見直し							36条	条例の見直し
その他	17条 ~ 22条	名誉市民 市功労者 委任			30条  31条	自治推進委員会の 設置 委任		

	市民参加型・市民協働支援型	行政運営指針型	総合的まちづくり型	
	浜北市民基本条例 浜北市(現浜松市)	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市	多摩市自治基本条例 多摩市	飯田市自治基本条例 飯田市
前文	<p>わたしたち浜北市民は、市制施行40周年を迎え、先人たちによって築き上げられた貴い歴史とその成果によって現在の郷土があることを認識し、将来に向けては、浜北市民憲章の理念と自己決定、自己責任の地方分権の精神を踏まえ、自主、自立の浜北市民として誇りにできるまちづくりをなお一層進めなければならないと考えます。</p> <p>そして、このためには市民一人一人が参加できるような場が求められるものであり、その活動の基礎となる権利の保障と手続を定めるとともに、市民の誇りをどのように顕彰するかを定める必要もあります。</p> <p>この条例は、これら必要なことについて、主役である「市民」を中心にして取りまとめたものであり、わたしたちは、この条例を、市民と浜北市の未来に大きな役割を果たすことを期待して定めるものです。</p>	<p>宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。</p> <p>私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。</p> <p>そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。</p> <p>また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。</p> <p>このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。</p>	<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育てています。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。</p> <p>このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。</p>	<p>わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。</p> <p>わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。</p> <p>わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。</p> <p>わたくしたちは、飯田市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。</p>
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 われわれ浜北市民は、浜北市民憲章(昭和57年1月15日制定)を尊び、郷土を愛し、発展させることを希望し、それを実践する自主、自立の浜北市民としての権利とその果たすべき責任をこの条例で明らかにする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市(以下「市」といいます。)の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。</p>
条例の位置づけ		<p>(条例の位置付け)</p> <p>第18条 市は、行政分野ごとの基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程によりまちづくり制度を設け</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例を誠実に遵</p>

<p>条例の位置づけ</p>		<p>る場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p>	<p>規範です。</p>	<p>守るものとしします。  2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。  3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。</p>
<p>定義</p>	<p>(用語の定義)  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (1) 浜北市民 浜北市に住み、働き、学ぶすべての者及び浜北市内にある団体をいう。  (2) 住民 浜北市内の各地域に住む者をいう。  (3) 住民自治組織 自治会、町内会など地縁をもとに形成された組織で法人又は法人に準ずる性格を持ち住民が互いに協力し合って特色ある地域の発展を目指すものをいう。  (4) 非営利公益団体 住民及び事業者(市内で事業を営むものをいう。)の自発的参加で組織され、公益性のある活動を行う団体をいう。ただし、政治、宗教の活動を主たる目的とする団体を除く。</p>		<p>(定義)  第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。  (1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。  (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。  (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。  (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。  (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p>	<p>(用語の定義)  第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。  (1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。  (2) 市民組織 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。  (3) 事業者 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。  (4) 市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。  (5) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。  (6) まちづくり「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくするための事業や活動を総称します。  (7) 自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。  (8) 協働 まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。</p>
<p>基本原則</p>			<p>(基本原則)  第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。  (1) 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及</p>	<p>(自治の基本原則)  第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとしします。  (市民主体の原則)  第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主</p>

基本原則			<p>び能力が十分に発揮されること。  (2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。  (3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。</p>	<p>体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。  2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。  (情報共有の原則)  第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。  (参加協働の原則)  第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。</p>
基本理念		<p>(まちづくりの基本理念)  第2条 まちづくりは、主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること(以下「協働」という。)を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。  (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり  (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり  (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり  (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり</p>		
市民 (権利・責務等)	<p>(住民自治の尊重)  第3条 浜北市民は、地方自治の本旨にのっとり、住民自治を尊重しなければならない。  2 浜北市民は、自主的で自立的なまちづくりに対する活動を互いに尊重しあい、自らの発言と行動に責任を持つものとし、</p>	<p>(市民の権利と責務)  第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。  2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の権利)  第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。  2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。  3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ること</p>	<p>(市民の権利)  第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。  2 市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利を有し、意見を述べるすることができます。</p>

市民 (権利・責務等)	の権利の行使に当たっては、公共の福祉に配慮したものとする。		ができます。 (市民の義務) 第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとしします。 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとしします。	3 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることができます。 (市民の役割) 第9条 市民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。 2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。
事業者				(事業者の役割) 第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとしします。
コミュニティ	(住民自治組織の尊重) 第14条 浜北市民は、住民自治組織が地域の意思を反映するものとしてまちづくりにおける重要な役割を果たすことを認め、尊重するものとする。 (住民自治組織による参加) 第15条 浜北市民は、市民協働の住民自治を実現するため、住民自治組織の活動に参加するよう努めるものとする。 2 浜北市民は、住民自治組織が基本的人権を尊重する等定められた権利と義務を踏まえた公正で民主的な運営がなされるよう努めるものとする。 3 市は、住民自治組織に対して必要な支援を行うことができる。		(コミュニティ) 第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。 2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとしします。	(市民組織の尊重) 第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するために必要な支援を行います。 2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとしします。 (地域自治の推進) 第12条 市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。 (地域自治区) 第13条 市は、市民に身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます。 2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。 (まちづくりのための委員会等) 第14条 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。

コミュニティ				<p>(自治活動組織)  第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。  2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとします。  3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。</p>
非営利公益団体	<p>(非営利公益団体による参加)  第16条 浜北市民は、非営利公益団体が浜北市発展に重要な役割を果たすことに理解を示し、その自主性及び自立性を尊重し、まちづくりに関する活動に対し、協力するよう努めるものとする。  2 非営利公益団体は、その活動が豊かで活力のある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、その責務と役割のもとに協働のまちづくりに参加することができる。  3 市は、非営利公益団体の活動のうち、まちづくりに関し特に公益性が高いものに対しては、必要な支援を行うことができる。</p>			
議会			<p>(市議会の設置)  第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。  (市議会の権限)  第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。  2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p>	<p>(市議会の責務)  第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。  2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。  3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。</p>

(市議会の責務)

第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。

2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。

(市議会議員の責務)

第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。

2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。

(開かれた議会運営)

第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。

2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。

(市議会議長の責務)

第24条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。

2 市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。

(市議会議員の責務)

第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。

2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。

3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。

(政策の調査、審議のための機関)

第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。

2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。

(市議会事務局職員の責務)

第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。

2 市議会事務局職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。

<p>執行機関</p>	<p>(市の責務) 第3条 市は、前条各号に掲げるまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。 2 市は、市民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。 3 市は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。 4 市は、まちづくりの基本理念にのっとり実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。 (市長の責務) 第4条 市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じなければならない。 2 市長は、協働のまちづくりの仕組みを確立しなければならない。 3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。 (職員の責務) 第5条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。 2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行しなければならない。 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>	<p>(市長の設置) 第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。 (市長の権限) 第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。 (市長の責務) 第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>	<p>(市長の責務) 第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。 2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。 (市の執行機関の責務) 第29条 市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。 (市の執行機関の職員の責務) 第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。 2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</p>	
<p>市政運営</p>	<p>(行政手続制度) 第9条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、浜北市民の権利利益の保護に資するため、行政手続制度を実施する。 2 前項の行政手続制度については、別に条例で定める。</p>	<p>(説明責任) 第7条 市は、施策の立案、決定及び実施に当たっては、その必要性及び妥当性を市民に説明する責任を果たすものとする。 (行政手続) 第11条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するよう努めるものとする。 (総合的な市政の推進) 第12条 市は、主権者である市民のニーズに的確に応え、まちづくりの基本理念を実現するため、総合的な市政の運営に努めるものとする。</p>	<p>(市の自立) 第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。 (市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p>	<p>(附属機関の委員の任命) 第18条 市の執行機関は、特定事項について審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。 (基本構想等) 第21条 市は、まちづくりの理念に基づき基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 2 市は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。</p>

<p>市政運営</p>	<p>(他の地方公共団体等との連携) 第13条 市は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。 (総合計画等) 第14条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。 2 市は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。 3 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。 (行政評価) 第15条 市は、行政課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。 (財政の仕組み) 第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。</p>	<p>2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。</p>	<p>(市の執行機関の組織運営) 第30条 市の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするとともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げるよう運営します。 2 市の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。 (説明責任) 第31条 市の執行機関は、行政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。 2 市長その他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を随時報告するものとします。 (行政評価) 第32条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。 2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。 (財政状況の公表) 第33条 市長は、市の財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。 2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めます。</p>	
<p>情報</p>	<p>(情報の共有による個人のまちづくりへの参加) 第8条 浜北市民は、個人として市が定める手続により市政の情報を取得し、利用してまちづくりに参加することができる。 2 浜北市民は、住民自治の理念を実現するため、市政の情報を共有する。 (情報公開制度) 第10条 市は、地方自治の本旨に即し、浜北市民の公文書の公開を求める権利を保障し、市が説明する責任を全うし、より公正で開かれた市政を実現するため、情報公開制度を実施する。 2 前項の情報公開制度については、別</p>	<p>(情報の共有) 第8条 市は、市の保有する情報を、市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、これを取り扱わなければならない。 (情報の公開及び提供) 第9条 市は、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。 (個人情報の保護) 第10条 市は、個人情報の保護に努めなければならない。</p>	<p>(情報共有) 第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。 2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。 (情報公開) 第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。</p>	<p>(情報の公開) 第19条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 (個人情報の保護) 第20条 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。</p>

<p>情報</p>	<p>に条例で定める。  (個人情報保護制度)  第11条 市は、その保有する個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人の権利利益の侵害の防止を図り、公正で民主的な市政の実現に資するため、個人情報保護制度を実施する。  2 前項の個人情報保護制度については、別に条例で定める。</p>		<p>(個人情報の保護)  第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な権利を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。  (説明・応答責任)  第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。  2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p>	
<p>パブリックコメント</p>	<p>(パブリックコメント制度)  第12条 市は、浜北市民への説明責任を果たすとともに、市政への参画の促進を図り、公正で民主的な一層開かれた市政の推進に寄与することを目的として、パブリックコメント制度を実施する。  2 前項のパブリックコメント制度については、別に条例で定める。</p>			
<p>参画・協働</p>	<p>(協働による住民自治の実現)  第4条 浜北市民及び市は、この条例を基本とし、まちづくりの担い手としてそれぞれの立場を理解し、協働しながら住民自治を推進するものとする。  (まちづくりへの参加の権利等)  第5条 浜北市民は、郷土の発展のため、自己責任のもと、まちづくりに対し参加し、協働し、決定する権利を有する。  2 浜北市民は、前項の権利を行使することにより、市民協働の精神を尊重し、住民自治の主体として進んでまちづくりに参加するよう努めるものとする。  3 児童、生徒等の未成年者は、その権利と責任能力に応じ、まちづくりに参加することができる。  4 浜北市民は、まちづくりに参加しないことを理由に不利益な扱いを受けないものとする。  (委員の公募)  第6条 開かれた市政とまちづくりへの参</p>		<p>(参画・協働)  第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。  2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。  (参画の保障)  第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。  2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。  (参画の形態)  第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p>	<p>(協働して行う市政運営)  第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。  2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。  (市民意見の公募)  第17条 市は、別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求めます。  2 市は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての考え方を公表します。</p>

参画・協働

加に資するため、市の執行機関は、市民の資格において付属機関の委員を委嘱しようとする場合は、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

(まちづくりにおける男女共同参画)

第7条 浜北市民は、男女が社会の対等な構成員として、まちづくりにおける方針の立案及び決定に協働して参画することができる。

(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画

(2) 公聴会等への参画

(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画

(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明

(5) アンケート調査等への意見表明

2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。

(計画策定等への参画)

第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。

(事業実施における参画)

第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。

2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。

(評価への参画)

第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。

2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。

3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。

(参画への支援)

第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。

住民投票	<p>(住民投票制度) 第13条 市長は、浜北市に関わる重要事項について、住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、議会の同意を得て、住民投票を実施することができる。 2 前項の住民投票に関し、投票実施の決定、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表、投票の効果その他必要な手続については、別に条例で定める。</p>	<p>(市民投票) 第17条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。</p>	<p>(住民投票) 第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。 (住民投票の発議・請求) 第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p>	<p>(住民投票) 第35条 市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。 2 市は、住民投票の結果を尊重します。 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。</p>
条例の見直し				<p>(条例の見直し) 第36条 市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。</p>
その他	<p>(名誉市民及びその選任方法) 第17条 本市の住民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は学術、技術、芸術その他社会文化の興隆に大きく寄与し、浜北市民から郷土の誇りとして深く尊敬されているものに対し、市長は議会の同意を得て名誉市民の称号を贈る。 (名誉市民の顕彰) 第18条 名誉市民には、称号記及び浜北市名誉市民章を贈り、その事績を顕彰する。 (名誉市民への待遇) 第19条 名誉市民には、次の待遇をする。 (1) 市の公の式典への参列</p>		<p>(自治推進委員会の設置) 第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。</p>	

<p>その他</p>	<p>(2) 相当の礼をもってする慶弔  (3) その他市長が認めた待遇  (市功労者)  第20条 市勢の進展又は公益に寄与し、特に功労のあった者について、市功労者として表彰する。  2 前項の市功労者表彰については、別に条例で定める。  第3節 その他の表彰  (その他の表彰)  第21条 前2節に定めるもののほか、市が行う表彰については、市長が別に定める。  (委任)  第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		<p>6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。  7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。  (委任)  第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。</p>	
------------	---	--	--	--